

議案第135号

福岡市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

令和 3 年 3 月 31 日地方税法の一部が改正され、一部は同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、用途が変更された宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に係る特例措置を延長する必要があったので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、福岡市市税条例の一部を改正する条例を令和 3 年 3 月 31 日次のように専決処分した。

福岡市市税条例の一部を改正する条例

福岡市市税条例（昭和 36 年福岡市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

附則第 17 条中「平成 30 年度」を「令和 3 年度」に、「令和 2 年度」を「令和 5 年度」に、「地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）附則第 22 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 14 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

上記について地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 3 年 5 月 18 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎